

改正省エネ法の内容と対策

改正省エネ法の対象事業者の分類

工場・事業場	運輸	
努力義務の対象者		
<p>工場等の設置者 ・事業者の努力義務</p> 	<p>貨物/旅客輸送事業者 (貨物/旅客の輸送を業として行う者) ・事業者の努力義務</p> 	<p>荷主(自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者) ・事業者の努力義務</p> 
報告義務等対象者		
<p>特定事業者等 (エネルギー使用量1,500kℓ/年以上) ・エネルギー管理者等の選任義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務 ・中長期計画の提出義務</p>	<p>特定貨物/旅客輸送事業者 (保有車両トラック200台以上等) ・計画の提出義務 ・エネルギー使用状況等の定期報告義務</p>	<p>特定荷主 (年間輸送量3,000万トン以上) ・計画の提出義務 ・委託輸送に係るエネルギー使用状況等の定期報告義務</p>

(出典：経済産業省 資源エネルギー庁「省エネ法が規制する分野」)

①報告義務対象者

(自社所有の工場・事業場(オフィス)がある、年間エネルギー消費量が1,500~3,000klの法人)

(「保有車両数が200台以上の運輸事業者」または「年間輸送量が3,000万トンキロ以上の荷主」の法人)

法人またはグループ全体で年間エネルギー消費量が1,500kl以上ある場合「報告義務等対象者」となる。法人単体で1,500kl以上ある場合の事業者を「特定事業者」といい、グループ企業の拠点を含めて1,500kl以上となる場合の事業者を「特定連鎖化事業者」という。

これらの事業者に該当する場合、努力義務に加えていくつかの対応が必要だ。例えば、現場管理に関わる企画立案・実施を行う「エネルギー管理者」などの選出、エネルギーの使用計画書の提出、エネルギー使用状況の定期報告といった対応が求められる。



(経済産業省「エネルギー需要サイドにおける今後の省エネルギー・非化石転換政策について」)

②報告義務対象者

(自社所有の工場・事業場(オフィス)がある、年間エネルギー消費量が3,000kl以上の法人)

法人またはグループ全体で年間エネルギー消費量が3,000klを超える場合も「報告義務等対象者(特定事業者または特定連鎖化事業者)」となる。

工場やオフィス単体でエネルギー消費量が3,000klを超える場合、その拠点を「第一種エネルギー管理指定工場等」と指定し、1,500kl~3,000klの場合は「第二種エネルギー管理指定工場等」とする。第一種ではエネルギー管理者の選任が必要で、第二種の場合はエネルギー管理者または管理員を任命しなければならない。

省エネ法の注意点とは？取り組まないとななる？

省エネ法で定められた義務に取り組んでいない、目標を達成する見込みがないとみなされた場合、以下のような罰則がある。

エネルギー使用状況届出書、定期報告書、中長期計画書

提出しない、または虚偽の届出・報告をした場合は**50万円以下の罰金**になる。

エネルギー管理統括者、エネルギー管理企画推進者、エネルギー管理者、エネルギー管理員の選出

- ・選任や解任の届出をしなかった場合、または虚偽の届出をした場合は**20万円以下の罰金**
- ・担当者を選任しなかった場合は**100万円以下の罰金**

判断基準の遵守状況、エネルギー消費原単位の推移

エネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分と認められた場合、以下の3点の罰則を受ける可能性がある。

- ・**合理化計画の作成指示**
- ・**指示に従わない場合、命令に加えて企業名の公表**
- ・**命令に従わない場合、100万円以下の罰金**

法人が改正省エネ法に取り組むメリットはある？

改正省エネ法は法律なので対応する義務があるが、省エネ法に取り組むメリットもある。経済産業省は省エネの取り組み状況に応じて、法人をS～Cクラスに分類し、評価しているのだ（事業者クラス分け評価制度という）。

Sクラス 省エネが優良な事業者	Aクラス 一般的な事業者	Bクラス 省エネが停滞している事業者	
<p>【水準】 ①努力目標達成 ※1 または、 ②ベンチマーク目標達成 ※2</p> <p>【対応】 優良事業者として、経産省HPで事業者名や連続達成年数を表示。</p>	<p>【水準】 Bクラスよりは省エネ水準は高いが、Sクラスの水準には達しない事業者</p> <p>【対応】 特段なし。</p>	<p>【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加 または、 ②5年度間平均原単位が5%超増加</p> <p>【対応】 注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。</p>	<p>Cクラス 注意を要する事業者</p> <p>【水準】 Bクラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分</p> <p>【対応】 省エネ法第6条に基づく指導を実施。</p>

（経済産業省 資源エネルギー庁「事業者クラス分け評価制度」）

省エネの取り組みが評価され、Sクラスに分類された場合、省エネ関連の補助金申請の評価が上がる（太陽光発電設備の導入費用など）などのメリットがある。また、Sクラスの企業名は公表されるため、企業イメージの向上にも繋がるのだ。

今回の省エネ法改正で、企業は具体的に何をすべきなのか？

2023年4月から施行される改正省エネ法。企業は主に以下の3点に取り組む必要がある。

- ①再生可能エネルギーを含めた省エネを実施する
- ②再生可能エネルギーの増減に合わせて電気の使用を調整する
- ③再生可能エネルギーの消費量を増やす

そのためには具体的に以下の取り組みを行うべきだ。

- ①の対応をする場合：節電・省エネの実施
- ②の対応をする場合：デマンドコントロールシステムの導入、蓄電池の導入
- ③の対応をする場合：再エネ由来の電気への切り替え、太陽光発電設備の導入

一番大事な点は、自社のエネルギーの使用量の把握

どの手順で進めなければ、ならないか？

- ①エネルギー管理士の選出(自社で決める)
↓
- ②自社のエネルギー使用量の把握
↓
- ③年間使用量に対して1%以上の創エネ、省エネの方法を検討
(太陽光、LED,省エネ型エアコン、他)
↓
- ④経済産業省への提出分、エネルギーの使用計画書の作成(中長期)
↓
- ⑤創エネ、省エネ製品の導入
↓
- ⑥経済産業省への提出分、エネルギー使用の定期報告書の作成

全てのエネルギー使用量を教えて頂ければ、対象企業かどうかを無料でお調べ致します。

詳細のエネルギー診断
経済産業省への提出書類の作成
について
* 国家資格であるエネルギー管理士を派遣致しますのでお気軽にご依頼ください。(有料)

弊社は、創エネ省エネ設備導入に於いて九電グループの企業と提携しておりますのでご安心ただけのご提案を致します。